

令和 6 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

令和 6 年 5 月 24 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
4 番	淀 川 洋 一 君	5 番	猪 原 真 滋 君
6 番	中 村 三 千 人 君	7 番	野 中 幸 廣 君
9 番	川 口 明 君	10 番	富 崎 ま す み 君
11 番	黒 川 紀 世 子 君	12 番	端 田 睦 子 君
13 番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

3 番	金 棒 康 二 君	8 番	平 岡 敬 則 君
-----	-----------	-----	-----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 30 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 31 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 32 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 33 号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第 6	議第 34 号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
日程第 7	議第 35 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 8	議第 36 号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 9	議第 37 号	非農地証明書交付申請について
日程第 10		報告事項について

閉 会

開 会 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 5 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。5 月 16 日の天草地区の連絡協議会研修会は大変お世話になりました。今後はブロック別研修会等も開催されますので、皆さんには奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。それと、目標地図の素案作成を今年度までに完了させなければなりませんので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。また、6 月に入ると農地利用最適化推進委員が農地の利用状況調査を開始されます。不明な点は農業委員の皆さんにお尋ねがあると思いますので、それぞれご対応していただければと思います。本日の案件は、3 条が 14 件、4 条が 4 件、5 条が 4 件、農振除外が 5 件、編入が 1 件、利用権設定が 20 件、非農地 5 件で合計 53 件の案件が提出されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、3 番の金棒委員、8 番の平岡委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番猪原委員、9 番川口委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は、長崎市の譲渡人より、佐伊津町の田 2,580 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。5 月 18 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。以前から譲受人が申請地を借りて耕作しており、既に稲作の準備をなされておりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。五和町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、本渡町の田と畑 415 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻とさつまいもを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。栢宇土町の譲受人は、太田町の譲渡人より、栢宇土町の田 6.58 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、松川推進委員と現地確認を行いました。譲受人のご家族の方から今回の申請について、譲受人宅に隣接する狭小農地のため、無償で譲り

受けることになったと説明していただきました。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。深海町の譲受人は、岐阜県の譲渡人より、深海町の田509㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはクヌギを肥培管理して、椎茸の原木として利用される計画です。また、金棒委員より意見をお預かりしておりますので代読させていただきます。5月22日に滝下推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が遠方に住んでおり、今後も営農することができないため、譲受人に無償で譲渡されることでした。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。有明町の譲受人は、徳島県の譲渡人より、有明町の田369㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の

説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。有明町の譲受人は、神戸市の譲渡人より、有明町の田と畑2,079㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山田推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が遠方に住んでおり、農地の管理ができないため譲受人に贈与することでした。譲受人は申請地付近で果樹経営をされておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。栖本町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、栖本町の田1,434㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料作物を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。5月18日に松本推進委員と現地確認を行いました。現

地ではちょうど譲受人が飼料用作物の収穫作業をされておりました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。8番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田と畑 26,939 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の東側と西側にある農地です。次が2つ目の位置図です。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で10枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。8枚目です。9枚目です。10枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と飼料稲、野菜、牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。5月18日と5月19日の二日にかけて松本推進委員と現地確認を行いました。筆数が多いですが、親子間贈与とのことですので、何ら問題はないかと思えます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の4ページをご覧ください。9番について説明します。新和町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、新和町の畑 939 m²を売買により取得したいというもので

す。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。5 月 17 日に池田推進委員と現地確認を行いました。

譲渡人の方が遠方に住んでおり管理ができないということで、申請地付近に住んでいる譲受人に売買で譲渡するとのことでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 10 番について説明します。新和町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、新和町の田と畑 1,752 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。5 月 17 日に小田推進委員と現地確認を行いました。

事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 11 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 5 ページをご覧ください。11 番について説明します。天草町

の譲受人は、埼玉県の譲渡人より、天草町の田 2,274 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。5 月 24 日に松本推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 12 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 12 番について説明します。下浦町の譲受人は、名古屋市の譲渡人より、河浦町の田と畑 1,564 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。先日、現地確認を行いました。譲受人は近くの空き家とセットで購入を計画されており、自給的農業をされたいとのことでした。とても営農に適した場所なので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 13 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 13 番について説明します。五和町の譲受人は、神奈川県譲渡人より、五和町の畑 1,020 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。5 月 22 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

譲受人がこれまで借りて耕作されており、きれいに管理してありました。普段から農業を頑張っておられますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 14 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 14 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 122 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。5 月 22 日に馬場推進委員と現地確認を行いました。譲受人に今回の申請の経緯を説明していただきました。譲渡人が高齢で管理ができないため、譲受人に譲渡したいとのことです。現地もきれいに管理してありましたので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は奈良県の個人で、宮地岳町の畑1,289㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しく、肥培管理を継続して行う必要がないクヌギ100本を植林して、自家で賄う椎茸の原木として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、松川推進委員と現地確認を行いました。農地としての利用は難しいような場所で、かなり前から植林されておりました。始末書も提出されております。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑140㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部造成済みのため、始末書が提出さ

れています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○13 番（山並彰一郎君） 13 番山並です。先日現地確認を行いました。周りは住宅街で、駐車場が不足しているため、自宅のすぐそばにある申請地を転用して駐車場として利用したいとのことでした。既に一部造成してあるため、始末書が提出されておりますが、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。転用者は神奈川県で、栖本町の畑 276 m²を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で不便であったため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭、通路として利用している計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。5 月 18 日に松本推進委員と現地確認を行いました。始末書にありますとおり、既に住宅が建設してあります。周辺農地への影響を及ぼす恐れがないため、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4 番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田 498 m²を貸倉庫に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸倉庫としての需要が見込まれるため、作業所 1 棟、物置 1 棟、資材廃材置場、駐車場 1 台、通路として利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。5 月 18 日に松本推進委員と現地確認を行いました。始末書のとおりで、以前から倉庫として利用されておりました。今後、貸倉庫として利用されるとのことですので、特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 7 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は天草町の法人で、宮地岳町の田 350 m²を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、従業員及び受注車両の駐車場が不足しているため、普通車用駐車場 4 台、大型車用駐車場 2 台として整備し利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした

結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、松川推進委員と現地確認を行いました。先ほどの 4 条 1 番案件の隣の農地になりますが、耕作できる状態ではないので、駐車場として有効活用されることはよいことかなと思います。カーブのところなので、少し危ない場所ではありますが、転用される上では問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は本渡町の地縁団体で、本渡町の畑 331 m²を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、公民館の駐車場が不足しているため、駐車場 10 台、駐輪場として整備し利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部駐輪場として利用されているため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。公民館の駐車場として利用されるとのことなので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 3 番について説明します。転用者は北原町の個人外 1 名で、北原町の畑 383 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。何ら問題ないと思いますが、申請地は農地と農地の間にありますので、周囲の営農に支障がないかし気になるしました。以上です。

○事務局（宮川楓大君） 補足で説明させていただきます。申請農地に隣接している 192、193-2、193-3 の農地の所有者の方に、営農する上で隣接する申請地を転用しても差し支えないという旨の隣接同意書を提出していただいております。以上です。

○4 番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 4 番について説明します。転用者は五和町の法人で、五和町の畑 1,058 m²を売買により取得し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、従業員用の宿舍として共同住宅を建築したため、共同住宅 1 棟、駐車場 11 台、駐輪場、浄化槽 1 基、通路として整備し利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。5 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、国道沿いにある病院の従業員用宿舎として利用したいとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 33 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは 1 番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 8 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請者は本町の個人で、本町の田 26 m²を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、測量誤りにより登記上の境界と現地の境界が異なっていたため、宅地拡張をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、楠浦町の田 881 m²に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しく、山林とし

て管理したいため、植林をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。申請者は五和町の個人で、五和町の畑 1,258 m²に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しく、山林として管理したいため、植林する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（内田富隆君） 4 番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑 727 m²を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（内田富隆君） 5 番について説明します。申請者は五和町の個人で、五和町の田 615 m²を資材置場及び駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材置場、駐車場が不足しているため資材置場及び駐車場に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議題 34 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 9 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。編入申請の計画は、果樹経営支援対策事業を活用したため、農用地区域の編入をするというものです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 35 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 10 ページから 19 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 11 件、再設定が 4 件、合計 16 件で、筆数 37 筆、総面積が 48,504 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 12 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 36 号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。資料②の 20 から 21 ページをご覧ください。更新の計画が 4 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 4 件で、筆数 19 筆、総面積が 19,223 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 13 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、議第 37 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、有明地域が 1 件、

御所浦地域が1件、栖本地域が1件、五和地域が1件の計5件です。筆数は全体14筆、面積は9,247㎡となっております。資料③の14ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の22ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。次が4番と5番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。次が6番から8番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。次が9番から12番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が13番と14番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番と5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6番から8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 9番から12番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 13 番と 14 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 10、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 23 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 2 件。うち 1 件は田を畑として利用したい、もう 1 件は田を形状変更して利用したいというものでした。第 4 条、第 5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 6 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 30 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

水田 実

署名委員

猪原 真滋

署名委員

川口 明